

鳴門市民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における行政課題を解決するための民間提案制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、民間提案制度とは、行政課題の解決に当たり、一定の条件を満たす者から企画、アイデア等の提案（以下「企画提案」という。）を求めることにより、当該課題の解決に最も適した提案事業者を選定し、事業化を図る制度をいう。

(対象とする提案及び内容)

第3条 市の施策に対して企画提案をしようとする民間事業者等（以下「提案者」という。）は、この要綱及び別に定める募集要項に基づき企画提案を行うことができる。ただし、次に掲げる提案は除くものとする。

- (1) 単に現在の事業又は施設の廃止に関する提案
- (2) 市が導入済みの公民連携事業について、価格についての優位性のみをもって受託者になろうとする提案
- (3) 公的機関が実施することが法令等により義務付けられている提案
- (4) その他市長が本制度の趣旨に鑑み、不相当と認める提案

2 市長は、第7条の規定による審査の結果、選定された提案者がいない、又は不足すると認めるときは、前項の規定による募集によらず、民間事業者等の企画提案を受けることができる。

(提案者の要件)

第4条 提案者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 個人（個人事業主を除く。）
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行っている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(提案の実施)

第5条 提案者は、別に定める募集要項に基づき、企画提案に係る必要書類を市長に

提出しなければならない。

(情報の提供)

第6条 市長は、企画提案に必要な情報を提供するため、事前相談その他必要な措置を講じるものとする。

(審査委員会)

第7条 市長は、提案者からの提案を評価するため、民間提案制度審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、募集した案件ごとに設置するものとする。

3 委員会の所轄事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提案の評価に関する事項

(2) 提案者の選定に関する事項

(3) その他必要と認める事項

4 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

5 委員長は、政策監の職にあるものをもってこれを充てる。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員は、企画提案に関連する部課長等の職にあるもの及び企画提案について知見を有するものをもってこれに充てる。

8 委員長は、必要に応じ、外部有識者等をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

9 委員会は、委員長が適当と認めたときは、持ち回りによる審査をすることができる。

10 委員会の庶務は、公募を担当する課等が所掌する。

11 その他委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(審査結果の公表)

第8条 市長は、前条の規定により委員会において審査した結果を、選定された提案者（以下「交渉権者」という。）及び選定されなかった提案者に通知するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公表するものとする。

(1) 選定された提案の場合 選定事業名及び交渉権者名

(2) 選定されなかった提案の場合 提案事業名

(詳細協議)

第9条 市長は、交渉権者と事業化に向けた詳細協議を行うものとする。

(選定の取消)

第10条 市長は、事業化に向けた交渉権者との詳細協議等により、提案に係る事業を実施することが困難であると認めたときは、交渉権者の選定を取り消すこと

ができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 21 日から施行する。